

各県民局（センター）長
各土木（港管理）事務所長
部 内 各 課 長 } 様

土 木 部 長

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について（通知）

令和 6 年 6 月 14 日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨（おそれ情報）を当該事象の状況の把握のため、必要な情報と併せて通知しなければならないこととされたところです（改正後の建設業法第 20 条の 2 第 2 項。令和 6 年 12 月 13 日施行。）。

つきましては、円滑な契約変更協議やスライド条項の協議を進めるため、下記のとおり、取り扱いますので、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）から通知があった場合は受領のうえ、関係者間で周知をお願いします。

記

1 対象

全ての建設工事

2 公告等への記載

以下の記載例を参考に、入札公告又は指名通知書等において、工期又は請負代金の額に、影響を及ぼす事象に関する情報の通知について記載する。

（例）落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

※契約管理課所管の入札公告等への記載の具体例については、別途通知

3 通知方法

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに別添の様式による通知書を提出し、契約機関がそれを受領することにより実施する。

4 その他

- （１）この通知は、令和７年４月１日以降に入札公告又は入札通知等を行う工事から適用する。ただし、この通知の規定により難しい場合（公告及び指名通知書に記載しておらず契約締結前の建設工事等）には、適宜の方法により通知について周知し、落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）からの通知を促すこと。
- （２）当該通知書の提出の有無は、請負契約の変更の可否に影響しない。
- （３）通知書様式は以下の契約管理課ホームページからダウンロードしてください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/nyusatukeyakutetuduki.html>

土木部契約管理課契約班 TEL： 078-362-9285
